

○安全運転管理者制度の関係規定（参考）

第1 安全運転の管理義務等

1 安全運転管理者等の選任を必要とする自動車台数

自動車の使用者は、自動車の安全な運転に必要な業務を行わせるため、自動車の使用の本拠ごとに次の基準で安全運転管理者等を選任しなければなりません。

安全運転管理者	副安全運転管理者
・乗車定員が11人以上の自動車にあっては1台 ・その他の自動車にあっては5台（大型自動二輪車又は普通自動二輪車1台は0.5台として計算する）※50cc以下の原動機付自転車は含まない ・自動車運転代行業者は、台数に関係なく営業所ごとに選任	20台～39台 1人 40台～59台 2人 60台～79台 3人 （以下、同様の基準により選任する） ・自動車運転代行業者は、 10台～19台で1人、20台～29台で2人

2 安全運転管理者等の要件

安全運転管理者等の要件は次のとおりです。

安全運転管理者	副安全運転管理者
20歳以上（副安全運転管理者を選任しなければならない場合にあっては30歳以上）	20歳以上
・自動車の運転管理に関し2年（自動車の運転の管理に関し公安委員会が行う教習を修了した者にあっては1年）以上実務の経験を有する者 ・同等以上の能力を有すると公安委員会が認定した者	・自動車の運転管理に関し、1年以上の実務経験を有する者 ・自動車の運転の経験が3年以上の者 ・自動車の運転の管理に関し、上記の者と同等以上の能力を有すると公安委員会が認定した者
(1) 解任命令により解任された日から2年を経過している者 (2) 次の違反行為をした日から2年を経過している者 ア 人の死傷に係る交通事故を起こした場合の措置義務違反行為 イ 酒酔い運転又はその下命・容認行為 ウ 麻薬等運転又はその下命・容認行為 エ 無免許運転又はその下命・容認行為 オ 無免許運転に関わる車両の提供・無免許運転の車両への同乗 カ 最高速度違反運転の下命・容認行為 キ 過労運転（麻薬等に係るものを除く）の下命・容認行為 ク 政令大型自動車等の無資格運転の下命・容認行為 ケ 酒気帯び運転又はその下命・容認行為 コ 積載制限違反運転の下命・容認行為 サ 飲酒運転に関わった車両・酒類の提供、飲酒運転車両への同乗 シ 「使用者の義務違反による自動車の使用制限命令」違反 ス 「放置行為による自動車の使用制限命令」違反 セ 妨害運転	

3 安全運転管理者等の届出

自動車の使用者は、安全運転管理者等を選任したときは、次の書類を整えて選任した日から15日以内に自動車の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会（管轄警察署）に届出しなければなりません。

安 全 運 転 管 理 者	副 安 全 運 転 管 理 者
・安全運転管理者に関する届出書 1通 （管轄警察署で備え付け）	・副安全運転管理者に関する届出書 1通 （管轄警察署で備え付け）
・運転免許証の写し（表裏）または免許情報記録個人番号カード（表側に限る。）の写しその他当該者が運転免許を受けていることを証するに足りる書面（電磁的記録で作成されているものを含む。） ・運転免許を受けていない者は、個人番号カード（表側に限る。）、在留カード、特別永住者証明書等の写し	
・公安委員会の教習を修了した場合は教習修了証明書の写し又は公安委員会の認定を受けた場合は認定書の写し	・公安委員会の認定を受けた場合は認定書の写し
・運転記録証明書（ <u>過去2年以上の運転の記録</u> について自動車安全運転センターが <u>届出日前1月以内</u> に発行したもの）又はその写し ※自動車安全運転センターに直接申請又は郵便振替申請 ※運転免許を受けていない者を除く	

第2 安全運転管理者等の義務等

1 変更届出の義務

安全運転管理者、副安全運転管理者を変更したとき、安全運転管理者、副安全運転管理者の職務上の地位に変更があったとき、及び自動車の使用の本拠の名称、位置等を変更したときは届出をしなければなりません。

2 受講の義務

安全運転管理者、副安全運転管理者は、公安委員会から講習を実施する通知を受けたときは、この講習を受けなければなりません。

3 報告や資料提出

安全運転管理者等は、公安委員会から安全運転に関する報告や資料の提供を求められたときは、必要な報告や資料の提出をすることとなります。

4 安全運転管理者の業務（道路交通法第74条の3、第2項、第3項） — 要 約 —

安全運転管理者は、その管理下の運転者に対して、国家公安委員会が作成・公表する「交通安全教育指針」に従った安全運転教育や、内閣府令で定める安全運転管理業務を行わなければならない。

5 安全運転管理者が行うべき管理事項（道路交通法施行規則第9条の10）

(1) 運転者の状況把握

運転者の運転適性、安全運転に関する技能・知識・道路交通法の遵守の状況を把握するための措置を講ずること。

(2) 安全運転確保のための運行計画の作成

最高速度違反、過積載、過労運転、放置駐車違反の防止、その他安全運転を確保することに留意して、自動車の運行計画を作成すること。

(3) 長距離、夜間運転時の交替要員の配置

運転者が長距離の運転又は夜間の運転をする場合に、疲労等により、安全運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ、交替する運転者を配置すること。

(4) 異常気象時等の安全確保の措置

異常な気象、天災その他の理由により、安全運転の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、運転者に対する必要な指示や、その他安全運転を確保するための措置を講ずること。

(5) 点呼等による安全運転の指示

運転者の点呼を行う等により自動車の運行前点検の実施状況や、過労、病気その他の理由により正常な運転ができないおそれがないかを確認し、安全運転を確保するために必要な指示を与えること。

(6) 運転前後の酒気帯び確認

運転前後の運転者に対し、酒気帯びの有無について、その運転者の状態を目視等で確認するほか、国家公安委員会が定めるアルコール検知器を用いて、当該運転者の酒気帯びの有無を確認すること。

(7) 酒気帯び確認の記録・保存

5(6)で確認した内容を記録し、その記録を1年以上保存するとともに、アルコール検知器を常時有効に保持すること。

(8) 運転日誌の記録

運転者名、運転の開始と終了の日時、運転距離、その他運転状況を把握するために必要な事項を記録する運転日誌を備え付け、運転を終了した運転者に記録させること。

(9) 運転者に対する指導

「交通安全教育指針」に基づく教育のほか、安全運転に関する技能や知識等の指導を行うこと。

第3 交通安全教育を行う者の基本的な心構え

1 交通安全教育の意義について理解

2 受講生の特性等に応じた教育内容及び方法の選択

3 受講者の理解を深める交通安全教育の実施

4 参加・体験・実践型の教育手法の活用

5 交通安全教育の効果の測定

6 社会情勢等に応じた交通安全教育の内容の見通し

7 受講者のプライバシーへの配慮

8 関係機関・団体相互の連携